

東京学芸大学事務協議会規則の一部改正について（案）

現 行	改 正（案）
〔省略〕 （組織） 第3条 本会は、次の各号に定める者を<u>もって</u>組織する。 (1) 事務局長 (2) 総務部長、<u>経理部長</u>、学務部長<u>及び施設部長</u> (3) <u>附属図書館事務部長</u> (4) <u>課長、室長及び事務長</u> (5) <u>課長補佐及び事務長補佐</u> (6) 専門員 (7) 図書館専門員 2 前項のほか、必要に応じ係長を出席させ、意見を述べさせ、説明をさせることができる。 （議長等） 第4条 本会は、<u>毎月1回</u>事務局長が招集し、議長となる。 <u>2 前項の規定にかかわらず、事務局長は、必要に応じて本会を臨時に開催することができる。</u> <u>3 事務局長に事故のあるときは、あらかじめ事務局長の指名した者が<u>その</u>職務を代行する。</u> 〔省略〕	〔省略〕 （組織） 第3条 本会は、次の各号に定める者を<u>もって</u>組織する。 (1) 事務局長 (2) 総務部長、<u>財務部長</u>、学務部長、<u>施設マネジメント部長及び学術情報部長</u> <u>(3) 課長及び室長</u> <u>(4) 課長補佐</u> <u>(5) 専門員</u> <u>(6) 図書館専門員</u> 2 前項のほか、必要に応じ係長<u>及び専門職員</u>を出席させ、意見を述べさせ、説明をさせることができる。 （議長等） 第4条 本会は、<u>必要に応じ</u>事務局長が招集し、議長となる。 <u>2 事務局長に事故のあるときは、あらかじめ事務局長の指名した者が<u>議長の</u>職務を代行する。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は、平成16年4月1日から施行する。</u>